

横植協会 30-8号  
平成30年11月8日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会  
045-201-2378

お知らせ第8号を送信します。

### 【輸入許可制度について】

植物の輸入に際して、輸入国政府機関から事前に輸入許可を得て、輸入許可証 (import permits for plants) の発行を受けた植物でないと輸入を認めない制度 (輸入許可制度) を採用している国が諸外国の中にはあります (例: 米国、中国、フィリピン、マレーシア、サウジアラビア、オマーン等)。

日本の植物検疫制度ではこの輸入許可制度を採用していないことから、日本向け輸出植物の植物検疫証明書 (Phytosanitary certificate) を取得する際に、輸入許可証は不要ですが、最近、輸入許可証に係る照会が多くなっているとのことから、農林水産省から各国の植物防疫機関あてに、「日本は輸入許可制度を採用していない」旨をアナウンスするための書簡を送付したとのお知らせが植物防疫所ホームページに掲載されましたのでお知らせします。

植物防疫所からのお知らせ、農林水産省から各国あての書簡 (写) は以下の URL にアクセスの上ご確認ください。

植物防疫所からのお知らせ:

[http://www.maff.go.jp/pps/j/information/import\\_permit.html](http://www.maff.go.jp/pps/j/information/import_permit.html)

日本政府から各国宛の書簡 (写:)

[http://www.maff.go.jp/pps/j/information/IPPC\\_letter\\_201810313817.pdf](http://www.maff.go.jp/pps/j/information/IPPC_letter_201810313817.pdf)

以上